

平成28年第4回(12月)大郷町議会定例会会議録第3号

平成28年12月9日(金)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第3号

平成28年12月9日(金曜日) 午後1時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第66号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関

		する条例の一部改正について
日程第 3	議案第 6 7 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 6 8 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 6 9 号	大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 7 0 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 7 1 号	大郷町税条例の一部改正について
日程第 8	議案第 7 2 号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9	議案第 7 3 号	大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 1 0	議案第 7 4 号	大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 7 5 号	大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 7 6 号	大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 7 7 号	大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止について
日程第 1 4	議案第 7 8 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 1 5	議案第 7 9 号	財産の貸付について
日程第 1 6	議案第 8 0 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 7	議案第 8 1 号	工事請負変更契約の締結について
日程第 1 8	議案第 8 2 号	平成 2 8 年度大郷町一般会計補正予算(第 5 号)
日程第 1 9	議案第 8 3 号	平成 2 8 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 2 0	議案第 8 4 号	平成 2 8 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 2 1	議案第 8 5 号	平成 2 8 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

- 日程第 2 2 議案第 8 6 号 平成 2 8 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 3 議案第 8 7 号 平成 2 8 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 4 議案第 8 8 号 平成 2 8 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議案第 8 9 号 平成 2 8 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 委発第 5 号 大郷町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 2 7 陳情第 7 号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書
- 日程第 2 8 委発第 6 号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書（案）
- 日程第 2 9 委発第 7 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）
- 日程第 3 0 閉会中の所管事務調査
- 日程第 3 1 閉会中の継続審査

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 6 6 号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 6 7 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 6 8 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 6 9 号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 7 0 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 1 号 大郷町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 2 号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 3 号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 4 号 大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、

- 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 5 号 大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 6 号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 7 7 号 大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止について
- 日程第 1 4 議案第 7 8 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 1 5 議案第 7 9 号 財産の貸付について
- 日程第 1 6 議案第 8 0 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 1 7 議案第 8 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 8 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度大郷町一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 1 9 議案第 8 3 号 平成 2 8 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 2 0 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 1 議案第 8 5 号 平成 2 8 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 8 6 号 平成 2 8 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 3 議案第 8 7 号 平成 2 8 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 4 議案第 8 8 号 平成 2 8 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 8 9 号 平成 2 8 年度大郷町水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 2 6 委発第 5 号 大郷町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 2 7 陳情第 7 号 有害鳥獣(イノシシ)駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書
- 日程第 2 8 委発第 6 号 有害鳥獣(イノシシ)駆除対策に対する補助の

増額及び広域連携の制度化を求める意見書(案)
日程第29 委発第 7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書(案)

日程第30 閉会中の所管事務調査

日程第31 閉会中の継続審査

午後 1時30分 開会

議長(石川良彦君) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、
これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署
名議員は会議規則第110条の規定により、7番和賀直義議員及び8番高
橋重信議員を指名いたします。

日程第2 議案第66号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部改正について

議長(石川良彦君) 日程第2、議案第66号 大郷町議会議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を
終わります。

これより、議案第66号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に
関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可

決されました。

日程第3 議案第67号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第3、議案第67号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第67号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第68号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第68号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第68号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第69号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第69号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第69号 大郷町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第70号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第6、議案第70号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第70号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第71号 大郷町税条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、議案第71号 大郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第71号 大郷町税条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第72号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第72号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第72号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第73号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理
に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第73号 大郷町コミュニティセンターの
設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のこの改正について基本的には評価するものでございますが、ただ、いろいろ内容を聞きますと、本来自治体がいわゆる障害者と申し上げますか、これまでの子育て支援の健常者の支援に対する取り組みについては小学校6年生まで、いわゆる学童保育の受け入れをやられるという一方で、若干その体の不自由な方々の受け入れについては民間任せというのはいかがなものかという感じを強く抱きながら、町長として、ただ施設を貸すだけではなく、何らかの対応策も考えるべきではないかとふと感じるわけですが、その辺について所見を町長といたしますか、関係者でしょうかから町長でしょうかね、教育課長なんですか、教育長ですか。私はどちらかという教育関係に、町長ですか、総旗振りの役で。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今、学校教育の中では、健常者も障害者も全て同一学校、同一教室で授業を受けるような体制になっております。そうした中で全

て延長保育なり児童クラブなり、預かりですか、それら等も全て私は一緒に対処できればなと思ってきたところでもあります。

しかし、今回このようにある法人の方が障害者用のデイサービスを設置するというのでありましたので、本来であれば私なりに一緒に児童クラブとして対処したかったわけですが、ただ、障害者として父兄から見ればこのようなデイサービスのほうがいいのかなと思ったわけでありました。

そうした中で、町としてもこれから初めての立ち上げで来年の4月からスタートするわけでありますので、今後どのような支障を来すのか、さまざまな部分があると思えますけれども、できる限りの支援、可能な支援であれば支援等々をしながら児童クラブ、児童館と、そしてそのデイサービスセンター等々のような施設として今後町として対処してまいりたいと思っておりますので、さまざまなできる限りの支援を講じてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今、「さまざまな支援」というような言葉がありましたが、その「さまざま」というのはある意味にはかなり幅の広い視点から捉えられるものかなという感じを抱くものですが、そういう点では今後とも本来町が厳しい財政であっても一人一人の命を育むという視点から立てば、みずからやらなくてはならない事業を民間の方にこうやってもらえるということで、そういう点ではさまざまな角度から広い立場で御支援を強くお願いしたいと思います。改めて見解を、これは教育長、特に教育の視点から一言見解を求めておきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（大友正隆君） お答えいたします。

今、千葉議員からの御指摘のとおり、インクルーシブ教育といいまして、健常者も障害者も差別をしないで同じようにその地区で育てるというような方針が今年4月1日から制度化されたことによります。

そして、現在この子供たちは利府あるいは富谷にありますところに通所しているわけですが、それすらも障壁であるというふうにみなされまして、その障壁をとにかくなくすことが自治体の義務であるというふう位置づけられておりますので、たとえ民間であっても、町長答弁のとおり、教育委員会部局としましても全力で応援していきたいと、こういうふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 今の粕川の社会教育センターなんですけれども、あの運動場を見ますとやっぱり一部地元の子供たちが遊んでいるよと。あとは体育館も時々電気がついて使っている状況が見受けられます。この地域の人たちとの話し合いですか、その辺を了解というか話し合い、了解のこの経緯について説明を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

粕川地区の方々につきましては、粕川地区6つの行政区の役員の方々、大勢来ていただいた中で、議員全員協議会の前の11月15日に地元説明会を開催しております。そういった中で、地域の方々もぜひ受け入れたいということで全員の方々に賛同をいただいたところでございますが、その点につきましてはサービス事業者のほうもむしろ地域の方々との交流、例えば事業所でイベントをしたりとかお祭りをしたりとか、そういったところで地域との交流を深めていって、地域に愛される施設にしていきたいというふうな思いがあります。

ですから、体育館とか校庭につきましても、従来どおり事業所の利用に支障のない範囲で地域のほうに開放していきたいということは、教育委員会としても確認をしているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第73号 大郷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第74号 大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第10、議案第74号 大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 説明は聞いたんですけれども、余りにも文章が多くて、もうちょっと簡単に教えてほしいんですけれども、今まで地域密着型という、もも太郎さんとあと羽生でもやっているんですかね、まだやっていないのかな。それは何といいますか、宿泊でやっていて、今回やるのはそういう認知症の方に対して、通所だから通っても新しい事業としてやっていくよと。そのためのいろいろな人員とか管理とか、そういう面での細々としたそういうものが載っているのかなと理解しているんですけれども、簡単に、済みませんがもう一度お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

先ほど質問のありましたもも太郎さんにつきましては、認知症対応型の共同生活介護という部分になります。今回につきましては、地域密着型の通所介護といまして、今まで行われているデイサービス事業のうち定員が18人以下の利用者を対象とする施設につきまして、地域密着型として町の管理下に置かれるということでございまして、従来もデイサービスはそれぞれやっていたいております。

今回、羽生のウィングさんなんですが、そちらで小規模に規模を縮小した形で地域密着型でやられるということで、今回こちらの地域密着型に該当するということになります。

内容的には、基準等につきましては国の省令で定めてございますので、そのままのほとんど内容的には変わらない形で町で基準を定めることとなります。今までどおりと大して内容的には変わらないということでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 家の近くにこのもも太郎さんがあって、そこはツーピースというのかな、何かちょっとわかりませんが、18人以下とかと

言うんですが、この地域密着型のサービスの中で43ページ、この地域との連携ということがあるんですが、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、この中の町の職員というか、町、それから地域、それから何だ、この地域包括支援センター、この方々が恐らく主というふうになるということだと思っておりますが、その方々が事務所に対してどのような支援というものを行っていくのかということをお聞かせ願えないでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

この条項で言っています運営推進会議、今回新たではなくて、認知症対応型の共同生活介護につきましては以前から地域密着でやっていたいております。運営推進会議につきましても、認知症関係の共同生活介護につきましては2カ月に1回、会議を開くような形で現在進められてございます。

その中にありまして、会議の際に利用者及び家族、それから地域住民の代表として行政区の方とか、ボランティア友の会の代表者の方、それから民生委員の方、それから町の職員は保健福祉課並びに包括支援センターの職員が出向きまして施設との、ここにございますように活動状況とか、その辺の内容を聞きながら会議を開いて、意見がある場合は要望として出すというような形で現在実施しているものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） その中でこの運営推進会議というものを設置し、おおむね2カ月に一遍、運営推進会議に対して活動状況を報告して運営推進会議による評価を受けるとありますが、この評価を受けるということ、この評価を受けてそれがどのように町に反映してこられるのか、その辺もお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

この評価につきましては、施設側が会議において施設の活動状況についての評価を受けると。現在の活動状況に対する内容的に評価を受けまして、好ましくないような状況にあればそれを是正していくというような形の内容になっているものと思っております。以上です。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 現行においてその会議の結果、多分福祉課のほうに来て

いるんじゃないかなと思うんですが、そういう状況というのはどうなのか、しっかり踏まえて、やはり例えばその施設の事業所の人材のレベルとか、あといろいろな問題が出てくると思いますよね。だから、その評価というものを町でどういうふうに評価して、それをその事業者に反映させるかということ、これは非常に大事なことかなと思うんですけれども、その評価が町に来ているんですよね、その評価がね。

私が言いたいのは、実際にその要望とか、またはそういうものもこれに書いてありますけれども、また評価とはちょっと離れる、一緒の一体になるんだと思いますけれども、町としてその評価だったりその要望だったりをしっかりと捉えてその事業所を見ていくということが大事だと思うんですよね。だから、その辺、何か評価が今、課長の話だと見ていないのかどうかはわかりませんが、もう一度お伺いしたいと思うんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

会議の結果はそれぞれ報告を受けてございます。ことしからは私が担当していますけれども、現在のところ、運営状況につきましては適切に運営されているという形では報告を拝見させていただいております。

それから、地域との連携の中では、保健福祉課で実施しております児童クラブ、そちらの皆さん方が児童クラブの事業として訪問して、施設の入所者との触れ合いをしているというような状況につきましては、施設からもその辺は継続的な実施をお願いしたいというような要望も出されてございまして、その辺は今後の他の事業との連携を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第74号 大郷町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第75号 大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、議案第75号 大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第75号 大郷町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第76号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第12、議案第76号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

2番大友三男議員。

2番（大友三男君） ごみ関係なので、一応、黒川行政区の議員をさせてもらっています私のほうで、黒川行政区、この運搬費用だと思うんですけども、運搬の手数料の額ということで理解しているんですけども、黒川行政区の中で全体的にこれをもっとやっていったら、もっとこれは安くなると思うんですけども、そういうことを町長、行政区の理事としてそういうことを考えられておられないかどうか……。

議長（石川良彦君） ごみ、大郷町だけの分です。だけです。

2番（大友三男君） 大郷町だけなんですけれども、今後そういうことを考えているのかどうか、聞くことはできませんかね。

議長（石川良彦君） ごみ袋について、この条例については本町のみの方なんですけど、ごみ袋を黒川行政事務組合として統一を考えたらということの質問ですか。

2番（大友三男君） そうそうそう、そういうことで町長はどういうふうに考えているか。

議長（石川良彦君） 町長は理事としての立場でね。答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 2町1村で今、黒川の行政組合でごみの収集をしております。そうした中で今、ごみ袋等々についてはそれぞれ値段的には全部ばらつきがございます。今新しい焼却炉とともに統一価格ができないかということは提案しておりますけれども、いずれにいたしましても、安い町あるいはまた高い町とばらつきがありますので、その辺が統一するとなれば、当然安いところが得をしたり、高いところが損をしたりする自治体も出てくるのかなと思いますけれども、いずれにしても今後調整をしながらならば、統一すればより安く済むのかなと思いますけれども、理事会としても提案しながら統一するように提案してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 今回は袋の種類もふえて、さらに値段も安くなるということで大変うれしいんですけども、小さい袋も、皆が年をとってきて大変だということで、この中で小さい袋に関してはどのような検討がされたのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず、今回の改正については、大きいごみ袋を追加するというので、こちらのほうについては住民の方々より大分要望がありまして、そういったことで需要が見込めるということで検討してまいりました。小さいものについては、その検討には入ってございませんでした。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番石川壽和議員。

4番（石川壽和君） とりあえず、まず安くなった理由と、それからこの安くなったことで、その販売価格の点で今商工会1本だと思うんですが、その辺、商工会とのお話し合いはどんなふうになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） お答えいたします。

まず、今回の料金改定の部分につきましては、今現在仕入れている業者、あと商工会も交えた中での協議、交渉、その中で商工会、あと販売業者の方々にそれぞれ見積もりいただいて、この価格で大丈夫だと町のほうで判断して今回上程させていただいた次第でございます。（「計画の販売価格の協議のことで商工会とどんな話し合いが」の声あり）

議長（石川良彦君） では、改めて石川壽和議員。

4番（石川壽和君） これが要するに広報にでも載れば、結局販売価格にどう反映されるのかという疑問が出てくると思うんですよ。1袋を幾らで売るといふ。それを商工会さんのほうとどんな話し合いが、何か話し合いが持たれたのかどうか、その辺をお聞かせいただければ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） お答えいたします。

ごみ袋につきましては、町が一旦業者から買いまして、それで商店のほうにこの値段で売ってくださいますということでお願いします。それで、商店なり商工会の関係になりますと、その袋の取り扱い手数料ということでの話になるかと思いますが、その辺についても商工会と単価設定の協議をして大丈夫だという話をいただいております。以上です。

議長（石川良彦君） 課長、大丈夫というのではなくて、袋の単価が下がったことによってその取扱店の手数料的なものに響くとか、影響があるのかということをお聞きしているんです。そっちが上がったり下がったりしないんですかということをお聞きしているんです。（「そうじゃなくて」の声あり）違うんですか（「うん、実際の販売価格に」の声あり）

販売価格に。（「町民に販売するときの価格にどんな影響があるのか、それをお聞きしたかったんですよ。下がったことによって」の声あり）
改めて、町民課長。

町民課長（鎌田光一君） 燃えるごみ袋の30リットルの20枚を1袋ということで、今現在300円で販売しております。それが今度20枚入りで260円となります。

同じく大きい袋の分については、現在リサイクル2という袋なんですけれども、こちらは20枚入りで360円。それが20枚入りで今度300円という値段になります。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） ちょっと、わかったんですけども、だからここに書いてあるこの手数料の額というのは、1枚当たりの販売額として見ていいということですね、これ。これは手数料と書いてあるから理解できないですよ。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） 大郷町のこちらのごみ袋については、廃棄物を処理する手数料という形で1枚当たりを販売しているということになりますので、こういう表記になっております。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第76号 大郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第77号 大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止について

議長（石川良彦君） 日程第13、議案第77号 大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第77号 大郷町農業労働力調整協議会条例の廃止についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第78号 和解及び損害賠償の額の決定について

議長（石川良彦君） 日程第14、議案第78号 和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第78号 和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第79号 財産の貸付について

議長（石川良彦君） 日程第15、議案第79号 財産の貸付についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほど町長から広い構えで支援していくというような話があったわけですが、今回利用する人数がかなり少ないといいますが、多分これはいろいろな職員の採用も含めた中でのこのぐらいの人数が一番運営するのに合っているのかなと思うんですが、逆に利用する人数が少ないがためにこれだけの面積を借りることによって、かなりのいわゆる固定資産税とか、いろいろな納める、出さなければならない、負担しなければならないものもあろうかと思うんですが、その辺について町として、ただで貸すんだというようなこともあるようですが、逆にただ以上にそういうかかる一部の何というんですか、諸経費の軽減を図るような考えなどは持っておられるのかどうか、ぜひそうすべきではないかと考えるわけですが、ほかの場所に貸すのと違って内容が内容ですのでぜひ御検討をお願いしたいと思いますが、町長の答弁をもらいます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） まだ課税等については検討をしておりませんが、議員のおっしゃるとおり、この辺の意見を尊重しながら今後検討してまいりたいと思っております。そうした中で課税を、幾らぐらいの課税になるか今後検討して、先ほど申し上げましたけれども、議員の意見を尊重しながら課税価格を決定してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） よろしいですか。

ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 事業内容が、事業計画というのは町に出されているというのを聞いてはいるわけなんですけれども、その事業に対して面積が広過ぎるような感じがして、借りる側も大変なんじゃないかなとこう思うんですけれども、その辺は無理くり、これ皆使えとかとそういうふうにしてその辺の件に関してちょっと説明してほしいんですけれどもね。余にも用地が広過ぎるんじゃないかと、その事業計画に対して。

議長（石川良彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

確かに規模的なものからすれば、必要最低限の施設の規模でやるとすれば、これよりは当然少ない面積あるいは規模で足りるということではございますけれども、事業者のほうからぜひあそこの施設を利用してその地域の活性化とか交流、そういったものも図りながらぜひあそこでやりたいというようなお申し出がまず最初にございまして、その中で施設の、とりあえずこの事業として当面直接使う教室等についてはその一部になろうかと思っておりますけれども、やはりその施設を貸与する関係で一体的に、その一部だけそれを貸し出して管理を分けるという部分についてもなかなか不合理な部分もあつたりしますので、その辺のところは事業所様のほうといろいろお話を積み上げた中で、全体的な貸し付けということで話がまとまったということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第79号 財産の貸付についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第80号 工事請負契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第16、議案第80号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第80号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第81号 工事請負変更契約の締結について

議長（石川良彦君） 日程第17、議案第81号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） きのうの一般質問などでもこの高崎団地の交付金について若干触れた経過があるわけですが、今回は契約金額が予算よりも減額するということが金額的には評価できるものでありますが、ただ、いわゆる河川河道の掘削による土の利用ということで、その計画がいつ出たのか、その辺がどうもすっきりしないんですが、改めてこの場で確認しておきたいんですが、きのう課長からいわゆる工期の変更がこれまで11月30日だったものが平成29年度の1月30日に変更になるということで話を受けたわけですが、その辺の間違いはないか確認と、現在これからこの変更計画が議会で認められた後にいわゆるその土の利用が始まるのかなという思いがするわけですが、既にどの程度の第1期の造成計画の進捗状況になっているのか、その辺をまず確認しておきたいと思います。答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

河道掘削の土のお話を国土交通省からいただきましたのが、5月末から6月にかけてだったと思います。そこからこちらのほうで内容を検討いたしまして、国土交通省との協議をした中での土の利用ということでございます。

今回変更契約をする工事につきましては、ほぼ工事は完了してございまして、年内中に検査の予定でございます。

それから、工事の進捗状況でございますが、先ほど御可決いただきました工事請負契約につきましては調整池の工事でございます、それ以外に道路の側溝敷設工事、擁壁工事、上下水道工事、舗装工事の部分が残ってございます。進捗状況のパーセントということでございますが、それにつきましてはちょっと今出してございませんで、よろしく願いいたします。（「工期の変更について確認」の声あり）

申しわけございません。昨日11月30日と答弁させていただきましたが、9月30日でございます。申しわけございませんでした。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そう言われれば、私も実は何で11月なのかなということ、私はあの現場を通過して9月30日になっていましたので、いや、何も課長とか云々ではないんですが、今回のいわゆる工事費の変更についても当然議会にかける性格のものと考えた場合、これは既に造成が終わっているという話でございますが、そうするとこの河道を掘削した土の搬入も既に終わっているということで理解していいのか。そうすれば、議会の議決というのは、いわゆる工事の変更でございますので、その場合にはどの程度この議会に示すそういう何かがあるのか、今回金額だけが議会に提案されているわけですが、これは議会のあれからして、何かこの契約の内容からして、金額だけで十分だということで、どの段階でこの提案をするかということはないんですか。

いわゆる川の土を運ぶことによって、既にかなり予測されるという段階で金額の変更ということも出てくるでしょうし、その段階で示すのではないかなと思うんですが、やっぱりこれは終わってみたいとわからないということで、最終的な形で提案するという形なのか、この辺の示す時期というのはどうなっているんでしょうか。ちょっとお聞きしておきたい。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

基本的には変更契約ということになってまいりますので、やはりその契約金額の変更によるものかなと思いますけれども、これにつきましては通常の5,000万円を超える契約であっても仮契約という形で、その議決後に正式な契約というふうになるものでございますので、変更につきましても同様の考え方になろうかと思っております。（「いや、だから」の声あり）

り)

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると、結構仕事についてはもうほとんど、だから今私はどの程度の進捗状況かお聞きしたかったんですが、もう既にほとんど終わっているというような話もあったので、そうすれば何かちょっと説明が前後するんじゃないかという感じを受けたんですが、何もその辺は、今回云々ではないんですが、今後においてもこういうことが問題ないのかどうかを含めて、ちょっと安くなったからいいようなものですが、これは上がることもあり得るわけですね。その点で何でもないマイナスでも補正予算も今後出てくるわけですが、マイナスでも出すわけですから、当然こういうようなものについて出てくるわけですから、マイナスでも同じようにかけていろいろな意見をもらうのが何かその手順ではないかと思うんですが、うまく言えないんですが、その辺はどうなっているんですか。これがわかる企画財政課か誰か。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

この変更契約に関する議決の要件ということでございますけれども、これは当初契約において議決の対象となっていた契約に対してその増減があった場合には、減であっても議会の議決を経なければいけないというふうな対象となっておりますが……（「時期」の声あり）時期につきましては……（「いつでもいいの」の声あり）時期ということでございますけれども、工事の全体的なその進捗を見た中での変更のタイミングということでの御提案になろうかと思えます。（「もう1回いいですね」の声あり）

議長（石川良彦君） いや、3回でございます。（「何か答弁がかみ合っていないのでいいのかといわゆる終わってから、固まってからでいいのかと、そこだよ」の声あり）

課長、まず今課長が説明したとおりだと思うんですが、ほかにそれが上がる、下がるを想定された場合の途中で説明する義務というか、そういったものはないのかということの加えての質問みたいです。その辺については、今の完了で報告すればよしということなんでしょうかということ。（「そういうことだな」の声あり）

答弁願います。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） 総括してお答えさせていただきます。

まず、変更契約の際は、工期に関することは変更契約の要件にありま

せんので、工期の変更は議決の案件対象にはなっておりません。今回変更契約に出す時期でございますが、先ほどの地域整備課長の答弁のとおり、既に工期の変更契約をしておる中で最終的な進捗状況も踏まえて工事高を計算しております。その中で過不足が生じたということで今回減額の提案をしている状況でございます。（「正確にわかった段階でしかかけられないということで、ですからこの時期ということで理解していいんですか」の声あり）

要するに、工事費の増減が正確に出た段階ということで御理解していただきたいと。（「わかりました」の声あり）

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） ちょっと関連していると思うんですが、ちょっとお聞きしたいんですが、要は平成28年9月に工期完了というものが、その後、河道掘削したその土をこっちに持ってくると、こういうことができるのかどうか、本来であれば工期内にいろいろな事業が終わると、要は土をどこから持ってくるというその計画に基づいて進めてきたのかなと思うんですが、その辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

当初の工期は9月30日でしたが、河道掘削をするに当たりましては契約工期の以前に協議をしております。それを踏まえた中で実際にいつ運べるとか、そういったことも加味した中での工期の延期でございますので、9月30日以降に河道掘削をした後に工期を延期しているのではございません。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8番（高橋重信君） ちょっと専門的な知識はないんですが、要はこの工期を9月なら9月に仕上げるとなった場合、どの砂を持っているかという、最初から持って計画にあるはずなんです。それが後から河道掘削でということなんですが、その説明が最近ですよ、出たの。当初からその説明があってもいいはずなんですけれども、河道掘削のその土を持ってくるのであれば。

要は変更になった場合には、きのう説明はありましたけれども、台風とかそういう災害関係ですか、あるいは躯体寸法が変わったとか、そういう中での変更というのはあるんですが、こういうもので変更というものはあるのかどうか、もう一度だけその辺。要は当初からその河道掘削の土を持ってくるというのであれば、その説明が議会の中にあってもよか

ったんじゃないかという話なんですけれども。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

当初の発注では購入土で計画してございました。発注後に国土交通省よりお話がございまして、それで協議をした結果がこのようになってございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第81号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第82号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第5号）

議長（石川良彦君） 日程第18、議案第82号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 済みません。10ページの歳入の使用料が170万円マイナスになりましたと。これは平成15年度から360万円未満で第2子半額、第3子無償、あとひとり親で第1子が半額で第2子以降が無償というこの段階的幼児教育の無償化が反映されたためにこうなりましたという説明を受けたんですが、このような該当者数というのはどのくらいになるんですか。360万円未満とひとり親のほうは何件ぐらいの世帯が該当になったと。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） 人数のカウントはあれですけれども申し上げますと、児童数が全部で106名いるんですけれども、その2分の1の該当者が月額5,500円の保育料ですけれども、2分の1該当者が36名おります。

それと、限度額5,500円から1,000円を引いたその2分の1該当者、要するに先ほど36名と言ったのは半額で2,750円ですね、2,750円の該当者が36名、保育料から1,000円を引いた2分の1ということで2,250円の該当者が4名。

そして、1,000円という非課税世帯等ですけれども、1,000円となる該当者が4名。その2分の1で500円となる該当者が3名。さらに、保育料が無料となる該当者が20名というふうな幾つかの段階に分かれていて、段階的な無償化によりまして、平成28年4月の通達によりまして今回大幅に減額をさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） わかりました。半分くらいがもう恩恵を受けていると、こういうふうに捉えてよろしいわけですね。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、余りみんながないようですから、まとめて私、1つ債務負担行為についてお聞きしておきたいんですが、6ページですね、この中で大郷小学校・中学校のスクールバスの運行業務について今回かなり額がふえた金額でいわゆる債務負担行為の補正が出ておるわけですが、どうもこのスクールバス運行については大分いろいろクレームが議会側からも出ておりますし、一方、町民のほうからも出ておりますが、この平成29年度から業務委託する場合にその辺は慎重な業者の選定、もちろん選定する以前にも入り口の段階から厳しいチェックが求められると思いますが、その辺について執行部はどのような考えで臨む姿勢でおられるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、7ページの地方債の道路整備事業、今回いろいろな説明で大まかな見当はついたわけですが、この事業に関連しまして、実は希望の丘団地から山中団地を結ぶ町道の計画が平成29年度からにでも始まるような話がありましたが、そのことについては今回の地方債には触れていないのかどうか、また、その計画についてはどのように考えておられるのか、改めてこの場をおかりいたしまして考え方をお聞きしておきたいと思います。

それから、雑入の12ページの保健福祉課のいろいろな検診の関係で自己負担の減額ということは、すなわちこれまで見込んでいたよりも計画が減っているということで、受診率がかなり、よく要求している受診率向上にとっては町が考えている目標とするところを下回っているのかなという感じを受けるわけですが、もっともっと行政無線などを通じましていわゆる検診をやっているんだよということを知らしめる活動なども必要だと思うんですが、今回この負担が減っているということについてどのような反省を持っておられるのか、平成28年度もそろそろですが、今後に生かす考え方としてどのような対策を講じられているのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、13ページの土木道路橋梁費、公共事業債が5,650万円、先ほど出ましたが、同じですが、このことについて関連あると思うんですが、いわゆる道路地方債の減額と関連すると思うんですが、この辺の説明もあわせてお願いしたいと思います。

それから、歳出の15ページで財産管理の進入路改修工事、これは今回の旧粕川小学校の進入路ということでございますが、この辺については私は先ほど町の支援を強く求めているというような考えを申し上げましたが、それに合致する内容でございますが、どのような内容になっているのか、この進入路の改修の具体的な計画などをもう一度お示ししてもらいたいと思います。

それから、企業立地の促進奨励金、高木商店にということですが、前にもこれは予算高決算で確認した経過があるんですが、いわゆるある一定人員が、地元の雇用が確保されなければ対象にならないということでもちろんあるわけですが、たしか5人以上でしたか、その対象になる月なりその時期ではなく、通年で5人ということが私は必要だと思うんですが、その辺、どのようにいわゆるこの奨励金を出すに当たっての条件はどのようにクリアされているのか、奨励金をもらうための雇用ではだめなのでその辺がどうなっているのか、改めて調査の結果を求めておきたいと思います。

それから、19ページの介護保険会計繰出金、237万5,000円の減額になっております。これはある面でいいことなんですが、介護保険の会計でもやりたいと思っておりますが、介護保険の料金がかなり県内でも1位、2位の高い金額の負担をしているわけでございますが、一方では基金の積み込みも今回予定されておりますが、この繰出金の減額に関係させていただきまして、介護保険の実態について、基金の実態についてどのよ

うになっているのか、減額、一応その三角の減額についての考え方をお聞きしておきたいと思います。また聞く機会があると思います。

それから、21ページの上水道の関係、第4項上水道費の、国の基準が見直されたので減額すると、確かに高料金対策については一つの基準があって、その補助金ということがこれはわかっているわけですが、ただ、それにつけても高い水道料金というのは多くの町民の思っているところでありまして、何らかの形でこの高料金対策については国なりあるいはその関係機関に強く求める姿勢も必要かと思うんですが、その対応策はどうとられているのか、ただ基準が見直しされたからということで実際高い高料金の今の実態をどのように解決させていくか、その辺なども含めながらこの対策の減額についてはもう少し考えるべきではないかと思うんですが、ただただ国だけではなく町としての考え方もあわせてお聞きしておきたいと思います。

それから、このいわゆる農業振興費の、これは先ほどもちょっとあれしたんですが、もう一度確認ですからお聞きしておきたいんですが、この多面的機能活動組織交付金が21ページで488万3,000円と出ておりますが、一方で歳入では、11ページで多面的機能支払交付金ということで762万2,000円が来ていると。ですから、私はどうも納得できないんですが、700万円何がしが来ている、一方で488万円の歳出ということは、その差額というのはどこにどうなっているのか、その辺の説明をもう一度、もうちょっと改めて説明をお願いしたいと思います。

それから、23ページの町道改良、道路橋梁費の中でかな、町道改良費が1億4,000万円減額、2項1目の1億4,406万5,000円の減額、このことについて国の内示変更があった云々でしたが、もう一度ゆっくりとわかりやすく教えていただきたいと思います。この改良舗装工事がいわゆる国の内示ということでございますが、最終的にはこの金額が減額になったことによって町なりあるいは関係機関の負担がふえてくるようなことはないと思いますが、その辺が一番懸念されますので、その辺についての答弁を求めておきたいと思います。

それから、あわせて生活道路の689万円、これは減額、この測量設計業務の減額について単純な請差なのか、それとも何らかの形でこの委託の仕事が減ってしまったのか、その辺をもう少しもう一度説明を求めておきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君）　ここで10分間休憩といたします。

午 後 2 時 3 7 分 休 憩

午 後 2 時 4 7 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） それでは、6 ページ目の債務負担行為補正のスクールバスの運行業務の業者選定についてお答えいたしますが、教育委員会といたしましてはバス運行業者の選定については申し上げる立場にございませんので、指名委員会の委員長のほうに答弁をお願いしたいと思えます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。

それでは、答弁願いますということで副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 答弁をいたします。

この前の一般質問の中でも答弁をさせていただいておりますが、町としての現在のスタンスと申しますか、そういうことだと思いますのでお話しさせていただきますけれども、今、小中学校のスクールバス、合計で3社ですかね、で運行を実施していただいております。その中で振り返ってみますと、事故等もございました。また、ある業者については行政処分というようなこともございました。

したがって、今回の選定に当たりましては、指名でいくのか、どのような方法にするのか、今後検討いたしますけれども、まず第一義として小中学校の児童生徒を安全第一に運んでいただくということが前提でございますので、選定に当たりましては慎重審議を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） では、お答えいたします。

まず7ページの地方債でしたか、その関係で山中希望の丘線の予算云々という話があったんですが、来年度につきましては用地測量物件調査、平成30年に用地買収補償、平成31年度以降に工事をする予定でございます。

続きまして、21ページの高料金対策補助金の件でございますが、これにつきましては国の制度が変わりまして、資本費の計算が変わって該当にならないということでもございました。この高料金対策補助金につきましては、経営自体が喜ばしい場合には補助金はないというような制度上のものでございまして、数字上的には黒字経営というか、経営がいいということの中なんです、実際は本来修繕をしなくてはいけない施設だ

ったり、そういったものの負担も出てきます。

どういった対策というようなことをございますが、こちらといたしましてもいろいろな方面からほかに何かいい方法はないかというようなことも検討してございまして、今後とも水道料金に反映できるようないい方法がないかということで検討してまいりたいと思います。

続きまして、23ページの2項道路橋梁費の中の3目道路新設改良費の工事請負費の1億4,000万円の減でございますが、これにつきましては社総交該当分といたしまして東成田新田線の道路改良工事並びに東成田新田線の道路舗装工事、上戸線道路改良工事、上戸線道路舗装工事、愛宕下鍋釣線外1線舗装工事、あと町単独分といたしまして小山線の舗装工事でございます。

続きまして、生活道路維持費の中の委託料でございますが、この減につきましては入札によります減額でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

まず12ページ、雑入の各種検診の自己負担金の減額に関することをございます。歳入を減額させていただいておりますが、歳出のほうでも委託料を減額させていただいております。検診につきましては、委託の契約の中でやっていただくと、実績に基づき支出をしていくということで、ある程度の予算につきましては見込み人数よりも多い形で予算は確保してございます。それに一応整合がとれる形で歳入の自己負担金についても予算計上させていただいているということもまず1点ございます。

それから、検診の受診率関係につきましては、今年度、平成26年、平成27年に比較して、平成27年は大分受診率が伸びております。それに比較して平成28年度は、平成27年度に比較すると横ばいか若干下がっているかなと、そういう受診率となつてございます。ただ、平成26年に比較すると、平成28年度は上昇しているというような状況にありまして、検診の機関ともいろいろ分析しながら話をしておりますけれども、割とがん検診については1年置きに受けるような方が多いんじゃないかというようなことで、1年置きに伸びたり下がったりという状況があるんじゃないかというような傾向では分析をしておりますけれども、平成26年に比較すると今年度も大分伸びている傾向にはございます。

それで、周知の関係につきましては、一応申し込みいただいて受診票を個別に発送する際に受診の勧奨をあわせて行うとともに、防災無線で

も周知はさせていただいてございます。そういった中で申し込みいただいた中でもなかなか受けられない方が出てくるということで、その辺については来年度以降も検討事項だなということで考えてございます。

次に、19ページの介護保険の繰り出しの関係でございます。一般会計としての考え方としましては、介護保険特別会計における介護給付費の減額に伴いまして、それに伴う法定の負担割合で今回繰出金を減額させていただいたというものでございます。

なお、介護給付費の減額等につきましては、特別会計の中で改めて御説明したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、お答えいたします。

まず初め、起債の関係で先ほど地域整備課長から答弁のあった7ページとも関連するわけなんです、今回の変更した限度額7,500万円の内訳ですけれども、これにつきましては先ほどもお答えがありましたとおり、御質問の路線については入っておりません。

内容としましては、東成田新田線、それから上戸線、欠下2号橋、それから愛宕下鍋釣線等の歩道帯設置工事、こちらの分が入りまして限度額で7,500万円と。この事項別の明細として13ページのほうに出てくるということですので、その辺で御理解を願いたいと思っております。

それから、続きまして15ページの進入路改修工事の部分でございますけれども、これは場所的には小学校の正門のほうから入りまして校庭に曲がるころのちょうど角の土地の部分の民有地ということになるわけなんです、これはかなり以前よりその民有地の所有者の方と隣接する町有地の交換といえますか、そういった部分でお話がずっとございまして、ここに来て代がわり等もありお話のほうがまとまりまして、この辺の交換ということになった次第でございます。それに関しまして、今回はその進入路の部分、L方に道路を拡幅し、その部分と町有地のほうを交換するというようなことでお話がまとまりまして、その工事費について今回計上させていただいたところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） それでは、答弁させていただきます。

16ページの企画費の19節大郷町企業立地促進奨励金でございますが、こちらは増設した会社、東成田の会社ですが、2年目に対する奨励金の

交付になります。

先ほど議員からその基準等について一部御発言がありました。投下固定資産額が1,000万円以上、常時雇用する従業員数10名以上、うち町内5名以上、事業所の固定資産税当該年度及び法人町民税前年度の完納、対象従業員の町民税の完納当該年度が交付要件の条件となっております。

以上でございます。（「交付要件の申請書の確認」の声あり）

今回の補正に当たりましては、昨年度交付をしておりますので、交付申請自体がこれから出てくるものでありますので、その中で確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

21ページの農業振興費の中の多面的機能活動組織交付金488万3,000円につきましては、多面的機能支払交付金の内訳としまして資源向上支払交付金、これにつきましてはU字溝とか、ますの補修工事、こういった内容についても対象になるということで、国から追加の事業枠ということで承認いただきましたので、この部分を計上させてもらったところでございます。

また、11ページに戻りまして、農林水産業費県補助金762万2,000円、多面的機能支払ということで先ほどの480万円との差についての御質問もございましたので、あわせて答弁差し上げたいと思います。

内容としましては、先ほど申し上げました資源向上支払交付金分366万円、こちらのほうとあわせまして従来取り組んでおります農地維持支払交付金、こちらについては本来であれば75%の補助金が国、県から示されて予算を計上しているところでございますけれども、9月の段階ではまだ67%の補助額で示されているところでございました。過般、中間指導とかを受けまして、補助金の精査を受けまして67%から75%へ従来の補助金の枠組みでの内示を受けているところでございます。その金額が376万円ほどになりますので、合わせまして762万2,000円ということでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） そうすると、山中希望の丘線については、平成30年に用地買収をして、平成31年度以降に事業を進めていくということではないんですかね。平成29年度は設計と言ったんですか。ここをもう1回。

それから、この工事費はいずれ議会にかかるんでしょから、そのときに議論を深めたいと思いますが、大まかな内容はわかりました。一応平成29年度の分についても、あとちょっと教えてほしいんですが。

それから、企業立地について、これから企業から上がってくるであろうというようなことですが、大事なのは、これは町の奨励金の交付要綱に出ているんでしょから、このいわゆる町内の従業員が5名というのは、ぜひ地元がこの企業が来ていただいて地元の活性化につながるということは本当に喜ばしいことですが、ただ、少ない財源の中でいわゆる補助金だけを、補助金がともすると、支払われただけで雇用面ではおろそかになってしまうのではないかとということで、この5人というものを一定期間、1年以上とか何カ月以上とか、そういう通過地点だけではなくそのときだけではなく、その辺の5人ということをどのような基準でつかんでいるのか、それを確認したかったんです。

ですから、今回例えば審査に上がった段階で名前が5名、町内載っています。はい、わかりましたではなく、それがいつからどう働いているのか、いつまで働いたのか、あるいはどういう計画なのか、せめてその辺のはっきりした5人の雇用が、一定程度継続的に働ける方を最低でも私は条件に組み入れるべきではないかと思うんですが、その辺はどうなっているのかお聞きしておきたいと思います。

それから、高料金対策について、結局、数字上経営がよければ対象にならなかった、ならない、国の基準云々ということですが、先日の一般質問でもいろいろお聞きしていたんですが、もっともっと取り組まなければならない上水道の管のいわゆる老朽化対策などもあるわけですが、そういうことを考えた場合に本来もらうべき仕事も何か町の都合でといえますか、何の都合ですか、急ぐべきものをやらないで結果的に数字上はいい数字になったからということで、この高料金対策費がもらえないということになれば、ある面では経営的に町の運営的なやり方の中で問題があるのかなど。今課長も検討していくということで約束されましたが、このことについては、正直この辺の仕組みについてわからないというのが実態でございますが、ただ、どちらにしても町民にとっては高い料金であり、一方では石綿セメントも含めてかなり急がれる工事もあるわけですから、そういう点ではこういう補助金なども有効に生かしながら、いわゆる町民の安全・安心の先頭を切ってぜひ仕事を進めてほしいという思いが強いわけですが、改めてその姿勢について答弁を求めたいと思います。

それから、町道改良舗装工事の1億4,000万円の減額について、事業の場所なりは大まかに、これはテープを聞けばあとわかるわけですが、いわゆる減額になったということは事業そのものが安くて済んだということと理解していいのか、何らかの社会資本整備総合交付金の補助が端的に減らされたためにいわゆる減額すると、そうした場合には次なる計画がどうなってくるのか、町民に及ぼす影響はどうなるのか、もし減額されて事業が縮小されたということになった場合にはそれが町民に及ぼす影響、その辺についてどのように考えておられるのか、それもあわせてお聞きしておきたいと思います。

それから、検診ですが、一番悪かった平成26年度というか、最近はこの平成26年に比べればよかったということですが、私は一気によくななくても継続的に少しずつ少しずつ全体的に受診率を上げていくのが本来の、地味な仕事ではありますでしょうが、それが役割ではないかと思っております。そういう点で平成28年度は横ばい、あるいは減少の傾向だということですが、やはりそういう点で常にその辺の啓蒙活動というのは私自身も余り胸を張って言えるものではないんですが、やはり町民に広く予防検診を呼びかけることが財源の厳しい町にあって医療費の軽減にもつながることですし、これこそが本来いわゆる町の仕事というような、どちらかというところと地方自治法2条でも定めている町民の福祉向上が一番でございます。

ぜひそういう点では受診率の向上に私たちも初め、ぜひ職員が一丸となってこれを頑張ってもらいたいと思うんですが、それが一番高い時期よりも下がっているということは、私はかなり問題があるのかなということで、課長が今度かわって今半ばでございますが、ぜひその点では受診率向上にあらゆる視点でこの声かけをお願いしたいなという思いを込めて、改めて保健福祉課長の所見をお聞きしておきたいと思います。

全体の中で町長の旗振り役がいかに重要かということが改めて今回の補正予算の説明をお聞きしながら感じたわけですが、町長の全体としてのこの町民の福祉向上についての考え、所見をどのように職員に常日ごろ声をかけているのか、改めて確認も含めて答弁をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、1点目の山中希望の丘線の件でございますが、平成29年度に用

地測量、物件調査、平成30年度に用地買収補償、平成31年度以降に工事を実施する予定でございます。これはあくまでも予定でございますので、事業の進捗状況によりましては早まる場合もあると思います。

続きまして、2点目の水道事業の高料金対策の取り組みでございますが、施設や管の老朽化に伴う改築更新が想定され、今後現在の料金よりも値上げの方向になる場合が当然でございます。

しかしながら、こういった老朽管対策等は社会問題でございまして、高料金対策補助金が今回は減額という形になっておりますが、交付金等にほかにないかというような情報等にアンテナを広げまして、今後も料金値上げをしなくて済む方法、あるいはもっと料金を安くできないか等の検討を、短期的ではなくて長い目で見ながら検討してまいりたいと思います。

続きまして、道路橋梁費の件でございますが、これにつきましては事業完了に伴います精査でございます。大幅な減額となっております。これにつきましては、当初予算を進める中で当初のもくろみがちょっと若干多かったのではないかと私なりに判断してございます。今後はこういったことがないように注意してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） それでは、答弁させていただきます。

昨年度の申請でお答えするしかないんですが、昨年3月に受け付けております交付申請書によりますと、これは平成28年1月10日現在ですが、常時使用する従業員数が76名のうち大郷町在住者が21名でございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 受診率向上につきまして、本当になかなか上がらないのが実態であります。そうした中で福祉の向上、福祉のまちづくりについては、やはり一番は健康であります。そうした中で職員にどのような取り組みをさせるのかということでもありますけれども、職員の皆様方、それぞれ保健師は保健師、栄養士は栄養士、それぞれの立場でそれぞれ指導徹底をしながら、さらに住民各世代に文書なり、あるいはまた受診等が必要な方については電話なり訪問なりをしながら、それぞれ受診なりをしているわけでもありますけれども、いずれにしても本当になかなか腰が重いのが実態であります。その腰を、今後職員の方にさらなる指導をしながら福祉の向上のまちづくりに努めてまいりたいと思っております。

す。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 企業立地促進奨励金、これをなぜ私がお聞きしたかといと、ことしの予算でしたか、予算か何かで5名かなかなと数字が返ってきたことがあったので、今21名と聞いて、それはそれで評価できるんですが、何かかなりかなかなで、それではもっとちゃんとしたいわゆる調査をしないと何か補助金があげ損になってしまうんじゃないかなという感じを受けたものですから、課長、その辺、地元の雇用になればそんなにいいことはないんです。

私は、ただ、少ない人数の中で報告を聞いた経過が何か記憶にかすかにあったものですから、21名というのとは一番新しい情報で何か平成28年1月云々、平成27年度ということですが、その辺は間違いはないんでしょうね。ちょっとしつこいんですが、大丈夫ですか。

あといいです。それだけお聞きしておきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 失礼しました。この奨励金にかかわる対象従業員、平成27年度分につきましては14人で、うち町内が5名でございます。（「そうでしょう」の声あり）はい。（「だから、質問は後からですか。これは確実にやりなさいよとちょっとだから」の声あり）

議長（石川良彦君） さっき言っていたのは、だから5名ぎりぎりの場合があるんだけど、年間を通しているんだから、その調査時点ではなくて1年間でいた場合の5名とか、あるいは将来的にふえていくんだとか、そういった計画も求めてやるべきじゃないんですかと。その調査が、その時点ではなくて。ということのようではありますが、その辺はきっちりやっておられるんですか。課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 申請が上がってきてから事業所のほうに訪問し、提出書類等の確認等は行っております。（「私は雇用できちんと雇用調査するのでないの、その前にもっと使ってくれないかともっと働きかけ、地元の方を使ってくれと話をしてくれないかということ、以上です」の声あり）

議長（石川良彦君） では、次のときをお願いします。

ほかに。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 19ページの社会福祉で臨時福祉給付金が2,550万円と委託料が634万円計上されていますが、これは消費税が2年半延びたために福祉の何と申しますか、今までは1年間に6,000円やっていたものを、

来年から2年半10%になるのが延びたためにこの2年半分をまとめて今回給付するよと、こういう内容に理解しているんですけども、まずそれで正しいのかどうかだね。

そして、それであってこのスケジュールなんですけれども、要するに申請受け付けがいつから始まっていつに給付できるのか、あとそれと多分申請しないとだめだと思うので、1人も漏れなく給付できるためにどのようなことを考えていらっしゃるのか、その辺について質問いたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

今回の臨時福祉給付金、いわゆる一億総活躍社会の補正予算に絡むもので経済対策分として国のほうで計上されていたものでございます。今おっしゃいましたとおり、消費税の8%から10%への改定が2年半延びたということで、今回経済対策分として平成29年4月から平成31年9月までの2年半分について1人当たり1万5,000円を給付するというものでございます。今年度給付した分については、半年分でしたので3,000円ということで、今回は2年半なので1万5,000円という計算になります。

それから、あと申請関係なんですけど、現在の予定です。実際、国のほうからの補助申請なりの手続はこれからになります。随分短期間での処理になるわけですけども、内示後に一応手続が始まるということになりまして、町として計画しておりますのは、3月下旬に申請書の発送を開始しまして、1回目の支給開始、1カ月間の受け付け期間を置いて支給開始が5月初旬かなという形で考えてございます。今回受け付け期間につきましては、従来どおり3カ月間ということで6月までを受け付け期間としたいと思っております。

それから、今回、一応予算上は1,700名ぐらいの人数を予定しておるわけですけども、そのうち今年度の臨時福祉給付金についてはまだ確定ではございませんが、1,400名から1,500名というような内容になってございます。それを見ますと、ほとんど申請されていない方につきましては、要は課税関係の申告がされていないとか、そういう方のようにございます。そういう方につきましてもこちらでは申請書を送りまして、そちらの手続を経た後に申請をお願いするというような形で現在もやっているところではございますけれども、今回につきましても同様にできるだけ申請漏れのないように、その辺は国からも十分通知が来てございますので、できるだけ対象者につきましては100%の支給ができるように努

力したいと思います。

以上でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。

ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 6ページの債務負担行為補正のほうで小学校・中学校スクールバス運行業務に関するの予算といいますか限度額が出ているんですけども、これは以前と比べると相当な金額に膨れ上がっていると思うんですけども、この中で一応運行業務となっていますけれども、委託料といいますかそういうもの、多少変動はあるかとは思いますが、この中でどの程度の委託料になるのか、それぞれお答えいただければと思います。

あと、同じ債務負担行為の中で住民バス購入に関してなんですけれども、車両購入に関してなんですけれども、この件に関して以前お話を伺ったときに、3月の事故の関係で車両が1台不足したということで1台を補充するのにそれなりに1台を何とか購入したいというお話だったと思うんですけども、この間の御説明ですと2台になったと。2台になっても相当な金額、約2,000万円近い2台の車両、29人乗りのマイクロバスということで、以前は中古というお話を伺っていましたが、これはどういう車両を購入するのかお伺いします。

あと、16ページの住民バス管理費の中で備品購入費70万円、バス機器購入費の中で料金箱と整理券というものを購入しますという御説明がありましたけれども、それぞれ幾らなのか、これを設置するのにどのぐらいの予算を見ているのかお伺いします。

あとは、22ページの物産館費の15節の工事請負費の中で物産館トイレ修理工事とあと施設設備修理工事というものがありますけれども、御説明の中ですと事務室の修理とかということだったんですけれども、トイレの関係もこの事務室の関係もどのような改修工事といいますか、するのか御説明いただければお願いします。

あと、24ページの住宅管理費の中で、この中でちょっと補正といいますか、この中でのお話にならないかちょっと御説明していただけるかどうかわかりませんが、とりあえず、以前希望の丘住宅の関係の看板で大きいものを設置していただければという形をお願いしていた件だったんですけれども、これがどうもこの中に含まれていないような感じがするので、それはどういうことになっているのか、一応お答えいただければお願いします。

あと、26ページの小学校費の教育振興費の中での委託料、この中でマイナスになっているんですけども、11万6,000円、児童健康診断検査業務ということになっているんですけども、これはなぜマイナスになっているのか、御説明していただければお願いします。

あと、30ページの社会教育費施設管理費の中でいろいろな点検業務がここの中にあるんですけども、町長も大変な思いをしたと思うんですけども、この間の文化会館の件もありましたので、やはりもうちょっとこの点検業務というものを予算化、もっとふやしていただいてきちっとした形で今後あのような、言わないでもいいでしょうから、あのようなことがないようにどのようにお考えなのか、やっぱりそこをところをお願いします。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

まず、6ページ目の債務負担行為補正の小中学校のスクールバス運行業務の件につきましてでございますけれども、これにつきましては金額を訂正させていただきましたが、これについては事務方の積算の誤りでございます。この債務負担行為そのものは、そもそも性質上、契約する際の限度額を町として定めるものでございますが、改めて精査をし直いたしましたして、東北運輸局で今現在定めておりますバス運賃の上限額を基本として、債務負担行為として設定させていただいたものでございます。

契約につきましては、平成29年度からの5カ年契約となりますが、契約額につきましては入札等を経てみないと決定しないものと認識をしております。

続いて、教育費の中の小学校費、26ページの小学校費の委託料、児童健康診断検査業務等につきましては、検査業務完了によりまして請差等による減額というふうなことでございます。

そして最後に、続きまして30ページ、社会教育施設の中の委託料の件で御質問がありました。ここの上から6行目になりますが、ここには文化会館の舞台つり物設備の保守点検業務、これら等の一連の照明設備保守点検業務といろいろありますが、これについてはいずれも文化会館の関連の点検業務でございます。

今回業務完了による請差による減額等が一番大きいんですけども、これについてはこの間の事案がありましたが、毎年専門業者が保守点検

をいたしまして、事故の未然防止に教育委員会として努めているところでございますが、予想しない部分の欠落というふうなところが発生いたしまして、今後はさらにチェック、管理体制を十分にいたしまして、このようなことがないようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、お答えいたします。

まず、6ページの債務負担行為、住民バス車両購入の内容ですけれども、こちらについては債務負担行為の設定ということで29人乗りのマイクロバス、新車2台の購入を想定したものでございます。

御質問の中にありました事故車両に係る代替車両につきましては、既にお認めいただいた予算の中で購入をすることにいたしておりまして、既に契約を結んでおります。納車の時期としては、遅くとも12月20日までということで現在手配をしているところでございます。

それから、16ページの備品購入費の部分でございますけれども、この計上した70万円うち、料金箱については13万円ほどとなってございまして、残りについては整理券発行機の方でございます。

よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

22ページの物産館費工事請負費211万1,000円の内訳でございますけれども、最初に物産館トイレ改修工事、こちらにつきましては工事を完了しております。5万4,000円の減ということで、内容としましては、洋便器化ということで男子1、女子4ということで工事を完了しているところでございます。

続きまして、施設設備改修工事でございますけれども、こちらにつきましては物産館のコンセントの配線工事ということで、農産加工品の増によりますショーケース設置のための配線工事、11万4,000円ほどでございます。また、物産館の1階の宴会をする洋室、そして旧事務所のエアコンが故障してございます。経年による故障ということでございます。こちらのほうの修繕工事ということで、205万1,000円といった内訳でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

希望の丘住宅の看板の件だと思いますが、これにつきましては既に発注済みでございまして、でき上がり次第、設置の予定でございまして。

議長（石川良彦君） よろしいですか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） まず最初のスクールバスの委託の料金の設定なんですけれども、私もちょっと陸運支局といいますか、運輸局関係のほうから書類をちょっと取り寄せているんですけれども、これは従来のものなんですけれども、新しく次年度からといいますか、料金の設定について支局なり運輸局のほうから新しい設定方法という指示が出ていると思うんですけれども、それによって算定されたのだとは思いますが、以前と比べると平成24年、平成28年の以前、今年度までですね、今年度までの契約の関係で言いますと小中を合わせると大体1億9,300万円ちょっとになっているんですけれども、それを今回の補正というか債務負担行為の中での計算をしますと、合計で5億2,400万円ということでもう倍以上の金額、相当な金額になっているわけですね。

それで、やはり先ほど来、各議員の方からちょっと質問が出た中で町長、副町長のほうから御答弁もありましたんですけれども、再度この予算を執行するに当たって、やはりその選定方法なり、まだ一般質問では決まっていけませんよという話がありましたけれども、その中でやはりもう再三言うのもなんですけれども、やはり法に触れるような行為をした会社がこの中に現在も含まれておりますし、次回のその入札、どのような形の入札で決定するかわかりませんが、やはり町長も日ごろから言っているとおり、町民の方々の安全・安心なバス事業を展開しますよということで再三やはり御答弁されているので、やはりこの次にその選定をするに当たって良識のあるバス事業なり入札を本町としてやっていただきたいというようなこのことをぜひお願いしたいということなんです。それについて執行者は先ほど教育課長から指名みたいな形で副町長の御答弁になりましたけれども、もう一度その件に関してお答えをお願いいたします。

あと、住民バスは当初中古を想定していましたということだったのが新車になりましたということで、結構な約2,000万円近い金額になったようなんですけれども……（「新車購入分」の声あり）

議長（石川良彦君） 中古1台は購入済みで、これは新たに新車2台という説明でした。

2番（大友三男君） 更新したんですか。今新車を購入するということですか

れども、12月20日まで納入されるということなんですけれども、これは相当新車にしても高額なのかなと思いつながらも、これを購入して今現在住民バスとして指定管理者に指定されているところをお願いするようになると思うんですけれども、以前からのその車両の管理とかなんかも相当問題があったということをお私に指摘してきたと思うんですけれども、やはりきちっとした管理をしていただきたいということもありますし、さらにこのバス事業を展開するに当たって、やはり一般質問の中でも御指摘してきたといいますか、バス事務所に常駐していなければならないその運行管理者ですね、従事者、専従で従事していなければいけないということにたしかになっていたと思うんですけれども、その中で平成27年4月1日の住民バス運行開始からこの業者さんをお願いしているんですけれども、一般質問の中でも再三お願いして、その運行管理体制というものを教えていただきたいということをお願いしてきたんですけれども、その中できちっと資格証なりなんなり、運行管理を確認していただきたい。この予算を執行するに当たってやはりそういうこともきちっと把握しておかなければいけないと思ひましてお願いしてきましたけれども、なかなか教えていただけないんですけれども、これは今でもやっぱり確認といいますか、町のほうできちっと確認しているんでしょうかね、ということなんです。それをちょっと、間違いなく資格者が従事しているのかどうかをお聞かせいただければと思います。

あと、先ほどの小学校の健康診断の関係なんですけど、これは人数が減ったことでなかったのではないということなんでしょうか。その点をもう一度お願いしたいと思います。

それと、30ページの社会教育施設管理費の中なんですけれども、これは保守点検業務の関係でやはりこういう点検業務をしていましたと言いつながら、やはりああいうことが起きたので、やはり今後予算を増加するなり点検する回数をふやすなりなんなりで、やはりあのようなことが二度と、たまたま大ごとにならなかつたというのが不幸中の幸いといいますか、そういうことだったので、やはりそういうことも含めて点検の回数なりなんなり、予算も含めてなんですけれども、今後やっぱりそういうことを考えていただけないか、もう一度答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） お答えをいたします。

先ほど千葉議員の御質問に対しても答弁をさせていただいたところでございますけれども、例えば小学校のスクールバス、基本的なスタンス

は児童生徒を安全に運行していただくという中で進めてまいりたいというふうに思っております。小学校のスクールバス、その1、その2というふうに現行で分かれておまして、その1は大松沢、そして粕川地区という中で現在運行に当たっていただいております業者さんは行政処分を受けております。それから、その2につきましては、横転事故を今の業者さんが起こしている現状等もございます。

したがいまして、事故あるいは行政処分の重さといいますかね、それら等々も複数のいわゆる契約業者の指名委員会等々のメンバーで精査をした上で、今回の業者の選定あるいは指名等々についてどのような形が一番ベターで本来の目的が達成されるべく、どのような形が一番いいのかその辺、重ねて申し上げますけれども、慎重審議を期してまいりたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

まず初め、ちょっと確認からということでございますけれども、議員がおっしゃられている中古車両の購入という部分についてですけれども、確認のためもう一度答弁をさせていただきますが、これにつきましては、事故の和解の件とそれに関する補正予算については既にお認めをいただいているところでございまして、その予算に基づきまして既に契約を締結し、今月の20日に納車される予定として今なっているところでございます。

それから、運行管理者の確認等につきましては、これも何回か御答弁しておりますが、先月あるいは先々月と現地の住民バスの事務所におきまして、いろいろな関係記録簿の関係とあわせてこの管理者証ですね、そういったものの確認もあわせて行っているところでございます。なお、今後さらに適切な運行が図ってまいれるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。

まず、26ページの小学校費の児童健康診断検査業務の減額ですけれども、これにつきましては主に児童数の減少というよりは請差による減が主なものでございます。

続いて、30ページの社会教育施設管理に関連してでございますが、これにつきましては、議員御指摘のとおり教育委員会といたしましても今

後さらに安全点検を強化してまいりまして、町民の方々がより安心・安全に施設にお越しいただけるように目指していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（石川良彦君） ほかに。大友三男議員。

2番（大友三男君） まず、住民バスのバスの関係なので、もう一度お聞きしますけれども、新車2台購入の執行に当たって、どうしてもやっぱり確認しておきたいと思うんですけれども、平成27年4月1日からの運行に当たって、この時点できちっと入っていられた方の運行管理者なり運行管理代務者の証書といたしますか、資格証をきちっと確認されておられたのかどうか、間違いないのかどうか、もう一度……。

議長（石川良彦君） 補正に係る質問にしてください。

2番（大友三男君） これを執行するに当たって……。

議長（石川良彦君） 過去のことではなくて。補正予算に関して質問を願います。

2番（大友三男君） いや、これに同じ会社で同じ方が入って現在おられるようなので、この当時からきちっと持っていたのかどうか……。

議長（石川良彦君） 債務負担行為は来年以降に実施する分であります。そのことについては一般質問等で確認はされていると思うんですが、だから別の機会でも何でも担当課に直接行くなり、今回は補正予算に限る。続けてください。

2番（大友三男君） そうすると、これは確認できないということで再答弁はもらえないということですね。そういうことですね。

そうしますと、じゃあスクールバスのほうでお聞きします、もう一度。また今回のその入札に当たって担当の副町長からは御答弁いただいていますけれども、町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 私は指名委員会も入札関係に一切触れておりません。そうした中で、ただ漠然と大ざっぱに見た限り、A社は行政処分、あるいはB社はスクールバス横転事故を起こし、そして数人のけが人を出しているというような町内のスクールバス運行会社でありますので、そうした中で今後その辺についてどのように指名委員会等で評価しながら指名するか、あるいはどのような方法でやるか、私は一切かかわっておりませんので、ただそのようなことがあったということだけはここで報告させていただきます。以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。（「はい」の声あり）

では、ここで10分間休憩といたします。

午 後 3 時 4 5 分 休 憩

午 後 3 時 5 2 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8 番高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 6 ページの 7 番の住民バス車両購入、これの平成28年度から平成29年度、この平成29年度ですか、これは指定管理者を新たに再検討していただきたいなど。それはなぜかという、住民バスの運行契約ですか、これが遵守されないと。あるいは、住民バス利用者の苦情がいまだもって後を絶たないと。あるいは、バスが黒煙を上げて走っていると。要は、これは点検整備がきちんとされていないのかなど。要は町のこの財産が長もちしないんじゃないかと、寿命が短くなるんじゃないかと。

その観点もありますし、あと先日朝の7時前にコンビニの駐車場を通り抜けた住民バスがあるわけなんです。本来であれば考えられないわけなんです、これは私が確認したわけなんですけれども、大きな事故になった場合どうできるのかと。

要はそのリスクが大変大きい、その会社ではなく新たな指定管理者にしていきたいと、その観点から質問します。町長、その辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、お答えいたします。

指定管理者の指定の解除という件かと思いますが、これにつきましては過般の一般質問の中でも町長答弁にありましてとおりでございまして、現段階といたしましてはそのような段階にはないというふうに考えているところでございます。

なお、コンビニ敷地内の通行等々のお話があったわけでございますけれども、そのような場合には、これはお願いでございますけれども、逐次御連絡を入れていただければ、翌日ドライブレコーダーで確認するようなそういった形を整えてございますので、この件につきましてはそういった事案がございましたら早目の御連絡をいただければと考えてございます。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

8 番（高橋重信君） 今、課長の答弁があったわけなんです、要は考えられないことをやっているわけですよ。それを何かあったら連絡してくれと

か、そんな問題ではないし、また、今までも再三あるわけですよ。これはもう常識外れだね。中の問題であり、通っていけないところを通っている。

課長の答弁がそれで終わるのであれば、ちょっと再度違う形で取り組んでいきたいと思えますし、また町長、その辺の見解をお願いします。そういう事業者がいるということに対して。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） バスの購入の件でありますけれども、たまたまそっこのほうに質問に行ったようでもありますけれども、コンビニに入った、あるいはまたトイレ、あるいは何かの購入で入ったのかなと私はこう思うわけでもありますけれども、先ほどその後については課長が答弁したとおりでございますので、いずれにいたしましても町としてしっかりと指導しながら継続してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 16ページの9目の住民バス管理費についてお聞きしたいと思います。この先ほど、今のお話をお聞きしていると、修繕料にこれが入ってくるかどうか、黒煙を上げて家の前を、曲がり角なのであそこでいきなりアクセルを踏むんですよね。黒煙がぱっと出て、先ほど言っていたとおりに。あれは多分苦情が町に行っていると思うんですけれども、あのバスなんかは修理もしてあるのかどうか。どういう、多分苦情が実際に行っていると思うんですが、その辺を含めてお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

御質問の件については当課でも把握をしておりまして、修理を予定はしておるんですけれども、それ以外の車両のほうにもちょっと期間を要する修理を要する部分が多々ございまして、なお事故車両が1台減っているという部分もございましたので、今回の代替車両の手配がつきましたらそちらのほうは入庫して点検修理をする段取りといたしてございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） その修理に対してしっかりとやっぱりやらしてもらわないと、それは町でない、何か手を抜くような、業者のほうでそのようなことをやっていないのかどうか、要するに例えばオイル交換だって何カ月何キロ以内でやっていなければいけないものをやっていないとか、そういうことからそういうふうな状況になってくるという可能性があるわけ

ですよね。ですから、やっぱりしっかりとその辺は町として見ていただかなければならないと、そのように思うんですね。

それと、やっぱり何回も安全なバスということでお話になっておるようでございますが、修理もさることながら、もっとそのバスの配車ということ、これをこの責任者の方に考えてもらいたい、または町もそれを指導してもらいたい。

安全だ、安全だと言っているんですが、この間の福島県沖地震がありましたよね。11月22日でしたか。あのときにだってマグニチュード7.4、震度5弱だった。あれは6時ちょっと前に地震が起きて、それでもバスが松島に向かって、あれはたしかどこだっけな、土橋、あそこから出発して松島に四十何分に着くバス、津波警報がNHKから出ていたんですよ。そして逃げてください、その後出ていたんですよ。どういう指導をしたのかと。それを住民バスは向かっていく、そちらに。もう既に学校は休校。東北本線、仙石線、それも通っておりません。そんな中で本当に安全なバスの運行管理ができるのかと。これは町もしかり、業者もしかりじゃないですか。なぜとめられない。責任者は何をもってそれをとめなかったのか。その辺をお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

当時の対応ということでございますけれども、当時、地震発生しましてから、私とあと担当者が1名おるわけですが、それぞれ別の時刻になりますが、住民バスの事務所に行きまして、被害の状況の確認と安全運行について、特に津波の関係についてはラジオで情報収集をしながら適切に対応してほしいということをお願いしたところでございます。

ただいま議員がおっしゃられた津波警報のほうは当日の8時9分に発令されておりまして、6時2分の時点では宮城県には津波注意報という形で出されていたかというふうに把握をしておるわけですが、そのような状態での運行ということで、事業者のマニュアルのほうではラジオ等で情報収集をしながら運行に当たるといったような部分があったので、そういった対応がなされたものというふうに承知をしているところでございます。

議長（石川良彦君） 石垣正博議員。

9番（石垣正博君） 注意報だからという話なんですけれども、しかし……。

議長（石川良彦君） 予算に関する質問にしてください。

9番（石垣正博君） いや、この予算というよりも今安全なもの、ここで言わ

ないとまたそういうものがあると困る。だから、ここで言うておかないとだめなんだということ。そういうことで、やっぱりしっかりとした対応をしてもらわないとどうにもならないです。我々は委託しているんでしょう、しっかりその業者に。だから、そこをしっかりとやってもらいたい。

議長（石川良彦君） 先ほど答弁した内容と同じなんですか、質問は。

9 番（石垣正博君） いや、予算絡みではないかもしれませんが、私が聞きたいのはその職員の対応も悪い。私らが電話をした。物産館から来てね。いいですか、議長。ちょっとお話をしているいいですか。

議長（石川良彦君） 手短にお願いします。簡潔明瞭に。

9 番（石垣正博君） 物産館に来たお客さんが俺のところに電話をよこした。松島駅バス、どうなんですかと。いや俺もちょっとわからない。すぐ電話しました。そうしたら、会議中だと、職員は。会議中で、ああ、やっぱり地震の会議をしていたんだと俺は思ったの。そして女の子が出た、電話。そうしたら違うんだよね。別の会議。それも専任の方がいない。専任の方がいないんですよ、会議に出ている。誰が対応したのと、そこで。津波警報が終わった、避難勧告が終わったのは10時近くです。津波は1メートル44、きょう出たんです、新聞にね。確認したらば1メートル44、仙台湾で。そういう状況の中で危ない松島に行かせてどうなんですか。職員の対応、これも考えておくべきではないですか。

それと、もう一つ。防災無線なんかもなかったね。これだって考えなければいけないんじゃないですか。バスが、そうやって私のところにお客さんが電話をよこしているんですよ。「どうなんだべ」と。その辺の体制を町としてしっかりしてください。

議長（石川良彦君） 石垣委員、簡潔にお願いします。

9 番（石垣正博君） 以上です。

議長（石川良彦君） では、企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。

当日の対応で当課の職員についての対応については、これは率直におわびを申し上げます。今後体制のほうをしっかりと固めてまいりたいと思います。

当日は別の会議のほうが入っておりまして、この津波警報が発令された時点では、私も担当者もその会議の準備等に入っておりまして、警報が発令されたということをその会議室でちょっと知り得なかったというふうな部分が確かにございました。

そういったことを踏まえまして、その後こういった津波警報等が出た場合には、松島方面への特に国道を管理する国のほうでは通行どめの措置なり、あるいは松島町の役場のほうでもその辺の津波の情報についてはいち早く連絡が入って、バスの運行の停止やら小中学校の休校やらを判断するというようなことですが、その後、松島の防災担当の総務のほうに行ってまいりまして、一応松島町のほうでそのような情報が入ってバスの運行を停止する等々の判断に至った場合には、ホットラインをもって担当者同士で連絡をしていただくというふうに向こうの防災担当の課長と取り決めをまいりました。

さらには、運行のルートの中で松島町のほうで指定している避難所がございます。愛宕駅の手前ですと松島二小、それから高城町に入りますと、今Aコープさんがある隣に今度新しく松島町で建物を建てまして、1階にJAさんが入っているんですけども、その2階、3階ですか、その部分が津波があった際の避難所に指定をされているということで、そのバスの運行の途上でそういった避難の状況になった場合、必要があればそういった施設については活用してもらっても構わないというようなお話を受けています。

そういったホットラインのほうをつくりながら、今後は迅速に対応がとれるような対応を町側としては考えておるところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第82号 平成28年度大郷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第83号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第19、議案第83号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第83号 平成28年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第84号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第20、議案第84号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 先ほども申し上げましたのでということで余り略してまいりますので、改めて介護保険の基金も含めてどういう状況になっているのかお聞きしたいと思います。

今回、例えば歳入において、歳入の3款1項では給付金が532万円の減額、あるいは国庫負担金もそれらに関してほとんど減額になっているわけですが、いい傾向だと思うんですが、一方でかなりの多額の負担金でいわゆる介護保険料を納めている町民からすれば、何でこのような見通しを読めなかったのかというようなことも厳しく出るのではないかと考える次第でございます。

確かに目まぐるしく変わるこの介護保険制度の中で将来を見据えての

保険料を算定するのは厳しいかと思いますが、それにつけてもかなりその負担が大きい、一方ではもちろん待機者解消ということで施設の充実なども、そういう内容としての状況もわかるわけですが、それにつけても1,700人近くが先ほどの一般会計でもいわゆる被保険者といえますか、非課税対象者といえますか、かなりの方が貧困に近い形の生活を余儀なくされている中で、この介護保険料の減額こそが今望まれると思うんですが、あえてバックギアが減るわけではないんですが、今後ことしの計画の中でも平成29年度ですか、保険料の見直しの介護保険事業計画策定業務ということでこの負担行為の計画も出ているわけですが、そういう点で将来的にも含めてどのようにこの介護保険制度のあり方、保険料の考え方について考えておるのか、課長なり町長の考え方をお聞きしておきたいと思います。現場の課長からですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

まず初めに、基金の状況でございます。平成27年度末の基金現在高は約3,400万円でございます。それに平成27年度の決算剰余金としての積み立てが1,400万円。今回補正予算でお願いします1,000万円をプラスしますと、合わせて5,800万円というような基金の残高の状況でございます。

今回、介護保険補正予算をお願いするわけでございますけれども、平成28年度の当初予算編成につきましては第6期の介護保険事業計画をベースとしまして、それに基づき給付費の伸び率を推計しまして予算計上をしております。それに対して今回上半期の保険給付費の状況を見ますと、さほど伸びていないと。実際はこちらで予定した数値よりも伸びていなかったということで、総額で1,900万円ですか、の介護給付費、保険給付費の減額をお願いするものでございます。

今回債務負担行為としてお願いします第7期計画、今年度第4四半期から調査が入りまして来年度の策定という手続を進めさせていただきまして、第6期計画におきましても同様なんですけれども、保険料の推計に当たりまして国としましてガイドラインを出しております。その指針等に基づきまして過去の伸び率の推計をもとにしまして、県なり国との協議の中で決定してきたものだと思っております。今回も同様の考え方ではございますけれども、実際としてベースとなっている平成24年度、平成25年度、平成26年度の伸び率が極端に高かったということもありまして、現在の保険料が推計されたのだろうというふうに考えますけ

れども、現実としてそれほどの伸びは今のところなかったというものでございます。

第6期計画につきましては、現在まだ中間年でございまして、ちょうど半分を終了したというような状況でございまして、最終的には来年度の状況も見据えた中での考え方ということになるわけですが、実際、施設給付費におきましては、平成27年度の決算でもお話ししましたとおり、要介護度の4、5の方が10名ほど減っているというようなこともありまして、それだけでまず3,000万円以上の減額になっているという状況がございまして。ただ、その反面、介護の入所の待機者数については常時ございまして。現在でも待機はございまして、その状況から判断しますと、いずれは平成26年度のような状況になる可能性もございまして。

また、被保険者の状況につきましては、第6期で計画しております高齢者比率32.4%かな、を平成28年度として計画しておりますけれども、現在既に33%を超えている状況にございまして。そういう中であって介護の認定率についてはほぼ横ばいというようなことで、最終的に給付費の伸びがなかったような原因にはなっていると思っております。

それから、もう一つの要因としまして、施設のほうで介護職員の体制の問題もありまして、ベッドがあいている部分もございまして。その分が体制整備されて9名ほどがあいておりますので、9名が入った場合、それだけで2,700万円ぐらいは費用としては伸びてくるというようなこともありまして、今のところすぐに保険料につながるというような要因というのはなかなか難しいところもございまして。第7期の計画策定に向けましてその辺も十分慎重に検討させていただきまして、第7期の計画に反映させていきたいというふうに考えてございまして。御理解をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） よろしいですか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長、まとめて聞くから。

私たちはキャラバン隊というものをしているんですが、私たちのグループで、その際にちょっと保険料を取り過ぎたなというようなこともあったというふうに聞いているんですが、慎重に言葉は出してもらわないと本当にその言葉が先歩きしてどれが実態なのかという、それが本音なのかと思ったりして。ついつい私もこういう質問をするんですが、やっぱり地域内で、町内でいわゆる施設の充実を図れば図るほど、地元の負担が増してくる、いわゆる保険料が上がってくる、この今の介護保険制度の中で一生懸命やればやるほど地元の負担がふえてくるというこの

矛盾を何とか打破しないと高齢化、子供を育て終えて都会に送って出ていってしまう、残されるその方々が地元に残って高齢化になってくると、残された者がそれを一緒に見ていなければならない、さらには人口も減ってくる、そういう悪循環の中でやはりこれは一職員、一町民がどうもできないと。

当然これはトップがもっともっと国に強い働きかけをしないと、今回の見直しの中でも平成26年、27年ですか、かなり上がったということですが、それを見据えた中での算定基準が出された結果が今のいわゆる保険料の高額な内容になっていると。この裏を返せば、やはりもっともっと中心になっている方が上に意見を出していかないと、私はまだまだ大変になってくると思うんですね。

そういう点であえて町長にお聞きしたいんですが、もっともっとそういう点でのそれこそ改革を国に迫っていくぐらいのリーダーシップが私は必要だと思うんですが、町長の所見をとりあえずお聞きしておきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 介護保険を私も納めておりますけれども、本当に大変だなとこうつくづく感じております。そうした中で第6期、大変な宮城県内でもトップクラスの介護保険料になったわけでありましてけれども、やはり予算としても法定外繰り出しということで大変一般会計から法定内以外に法定外としてまた繰り出した実態でありました。それも施設に一気に入居したということでもかなりその辺も負担がふえたのかなと思っておりますけれども、いずれにいたしましても今回若干このような減額になったということは、まずもって町として高齢者に対する健康づくりも一つの要因かなと。先ほど課長が言いましたけれども、施設があいているからということもあるということでもありますけれども、まず健康づくり、そうした中でさまざまな高齢者の方々が社会参加することによって、介護の世話にならないのかなと思っております。

いずれにしても、今後第7期に入るわけでありまして、そうした中で今後、今もこの町村会でやっております。介護保険のほうについては意外と重点事項でないわけでありまして、そうした中で今後は重点事項として強く国に要望活動などを町村会を通じながら進めてまいりたいと思っております、そうした中でやはり今後はそれぞれの部落、ほとんどが老老家庭なりひとり暮らし等々が出てくることも予測される地域もありますので、そうした中でその地域地域でまずお節介さんというんですか、

世話係の方々、本当にこういう方々にお願いして、やはり日常、日中はこの方々が集まりましてお互いに情報交換をしながら、そして日々を楽しむような地域づくりをしていかなければならないなど私なりにこう考えているわけでありましてけれども、いずれにしても介護保険制度では強く今後政府要望活動として、重点事項として要望活動をしてまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ちょっと課長にお聞きしておきたいんですが、先ほど施設があいているという、運営者からすれば満タンにして運営したいというのが実際の気持ちではないかと思うんですが、あえてあけざるを得ないということは、介護に従事する職員の不足が大きな原因だと思います。

そうした中で、一方ではそういう空室をつくることによる経営的な困難も考えられますし、そうなればさらなる経営の厳しさが施設の維持管理にも影響が出てくると、そういうもろもろのことが懸念されます。さらには、職員不足による入所者へのサービスの低下なり、あるいは働いている方の重い負担なり、いろいろなことが考えられるわけですが、そういう点では町もできる範囲の努力なり検討なりという言葉も大事ですが、チェックをしながら施設が本来の職員に対する能力の状況なり、あるいはどの辺が問題で職員の入れかえが激しかったり、あるいは足りなくなっているのか、よくつかみながら町でそれに対するできることをやはりトップと腹を、具体的に提案しながら、私は決して施設に支援するという意味ではないんですが、せっかくの施設ですから十二分にそれが稼働できるような何らかの体制を考えるべきではないかと考えているわけですが、どうも……。

議長（石川良彦君） 手短にお願いします。

12番（千葉勇治君） 手短にそろそろ決めます。

そういう点で課長、実態をどうつかんでいますか。どう考えていますか。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） お答えいたします。

特別養護老人施設につきましては、基本的には県の関係ということもございまして、内容的にはいろいろお話を伺ってございます。今回も90名の定員に対して80名ぐらしか入れられないと。その部分については常時施設のほうも内容をごらんいただくとわかるように、求人もしてございます。

そういう中であって、入所させる場合には国で決めた基準というものもございます。その基準の中でもどうしても回転する必要があると。そのためには今のところ少しベッドがあいてしまうというような状況のようでございます。

なかなか人の出入りもいろいろあるというようなお話も聞いてございまして、その辺は施設としてもいろいろ工夫しながらできるだけ対応していくような形で頑張っていたいただいているようでございます。なかなかそこに対して町でどのような支援というと、ちょっと今すぐには回答できませんけれども、今後も状況についてはいろいろ把握しながら支援、もし可能な部分があればその辺は相談に乗りながらやっていきたいというふうに考えてございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第84号 平成28年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第85号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第21、議案第85号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第85号 平成28年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第86号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第22、議案第86号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第86号 平成28年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第87号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第23、議案第87号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第87号 平成28年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第88号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

議長（石川良彦君） 日程第24、議案第88号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回のこの分譲特別会計補正予算の中で関連的なことということでお聞きしておきたいんですが、これまで高崎団地に費やした費用について総額でどのぐらいになっているのか、その分だけちょっと答弁をもらいたいんですが、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁させていただきます。ちょっと計算しますので、少々お待ちください。

ちょっと時間がかかりますので、済みません。全体事業費、平成29年までの見込みの数字で事業全体の数字を最初申し上げまして、あと……

（「議長、後で」の声あり）

議長（石川良彦君） 後ほど提出をさせていただきます。よろしいですか。（「ええ、いいです」の声あり）

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 済みません。後からの提出でお願いし

ます。

議長（石川良彦君） では、後ほど提出いたします。

ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 今回この予算といいますか、その補正の関係で入札執行に当たり、こちらのほうに資料3ということで提示されているんですけども、この中で予定価格と低入札調査価格、最低制限価格……。

議長（石川良彦君） 大友三男議員、何ページの。

2番（大友三男君） ごめんなさい。何ページといいますか、こちらの資料の。

議長（石川良彦君） 補正予算に限っての質問にしてください。

2番（大友三男君） これは補正予算でしょう。終わったんですか。済みません。じゃあ失礼しました。どうも済みません。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第88号 平成28年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第89号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算
(第3号)

議長（石川良彦君） 次に、日程第25、議案第89号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第89号 平成28年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 委発第5号 大郷町議会委員会条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第26、委発第5号 大郷町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長千葉勇治議員。

議会運営委員会委員長（千葉勇治君）

委発第5号

平成28年12月9日

大郷町議会議長 石川 良彦 殿

提出者

大郷町議会運営委員会

委員長 千葉 勇 治

賛成者

同委員 石 川 秀 雄

同委員 石 川 壽 和

同委員 高 橋 重 信

同委員 石 垣 正 博

同委員 吉 田 茂 美

大郷町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

裏ページをお開きください。

別紙

大郷町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

大郷町議会委員会条例（昭和39年大郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

広報編集常任委員会	大郷町議会広報発行規程に属する事項	6
-----------	-------------------	---

」

を

「

広報広聴常任委員会	議会情報の広報に関する事項並びに議会の広聴に関する事項	6
-----------	-----------------------------	---

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際の広報広聴常任委員会の委員は、広報編集常任委員会の委員がなるものとし、当該常任委員会の委員の任期は、広報編集常任委員会の委員の残任期間とする。

という内容でございます。

今回のこの改正につきまして若干補足説明をさせていただきますが、これまでも既に広報編集常任委員会でのこの広聴に関する取り組みはなされ、活動されてきたわけでございますが、今回の改正によりまして改めてその位置づけを明確にするための改正でございます。どうか御理解の上、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を

終わります。

これより、委発第5号 大郷町議会委員会条例の一部改正についてを採決します。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、原案どおり可決されました。

日程第27 陳情第7号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書

議長（石川良彦君） 日程第27、陳情第7号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情を議題といたします。

ここで、総務産業常任委員会に付託されました陳情第7号について、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君） 報告します。

平成28年12月9日

大郷町議会議長 石川 良彦 殿

総務産業常任委員会
委員長 高橋重信

陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第87条第1項の規定により報告します。

記

受理番号 陳情第7号

付託年月日 平成28年12月7日

件名 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情書

審査結果 採択すべきものと決定

報告を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で審査の結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、陳情第7号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書採択を求める陳情を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり採択されました。

日程第28 委発第6号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書（案）

議長（石川良彦君） 日程第28、委発第6号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務産業常任委員長高橋重信議員。

総務産業常任委員長（高橋重信君）

委発第6号

平成28年12月9日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

総務産業常任委員会委員長 高橋重信

賛成者

同委員 佐藤千加雄

同委員 大友三男

同委員 若生寛

同委員 千葉勇治

同委員 吉 田 茂 美

有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の
制度化を求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第2項
の規定により別紙のとおり提出します。

有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の
制度化を求める意見書（案）

イノシシの生息域は拡大の一途を辿っており、宮城県内においては丸
森町が生息域の北限と言われていましたが、現在では県北部までに広が
っています。これらイノシシの生息域の拡大に従い、農作物等に深刻な
打撃を与えていることは周知の通りです。また、イノシシの駆除頭数の
増により、駆除したイノシシを埋設するための労働力不足及び環境悪化
も懸念されます。

想定を遙かに超えるイノシシの繁殖力の前に被害額の減少に至ってい
ないばかりか、民家の庭先に群れで現れ餌を探すなど、住民の日常生活
すらも大きく脅かしており、捕獲数が繁殖数に到底追いついていない状
況です。

よって、イノシシ個体数の更なる削減、農産物被害軽減及び人的被害
防止を実現するよう、以下の事項を求めるものです。

記

1. 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金の増額について

年々増加するイノシシの個体数に対して、捕獲数も大幅に増加してお
りますが、狩猟免許取得者及び箱わなの絶対数を増加させなければ効果
的且つ切れ目のない対策が困難であるため、狩猟免許取得促進と捕獲機
材購入費のための予算増額等の拡充を求めるものです。

2. 隣接自治体間及び各猟友会等の有機的な広域連携の制度化につい
て

増大著しいイノシシの個体数を削減するためには、隣接自治体間及び
各猟友会等の有機的な広域連携をすることが大きな効果をもたらすと思
料されることから、自治体間の猟友会が密な情報交換を行い、有機的な
連携を取ることの出来る制度の創設と、必要な予算措置を求めるもの
です。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月

宮城県黒川郡大郷町議会

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

終わります。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、委発第6号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書（案）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 委発第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める
意見書（案）

議長（石川良彦君） 日程第29、委発第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員長千葉勇治議員。

議会運営委員会委員長（千葉勇治君）

委発第7号

平成28年12月9日

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

議会運営委員会委員長 千葉勇治

賛成者

同委員 石川 壽 和

同委員 高橋 重 信

同委員 石垣 正 博

同委員 石川 秀 雄

同委員 吉 田 茂 美

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

最初に、この提案理由について説明申し上げたいと思います。

この地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、このことについて現在全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられる中、町村議会では議員のなり手不足が深刻化していることでもあります。

昨年行われました統一地方選において、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、その中の2割以上に当たる89町村では無投票当選、中でも4町村では定数割れという状況でございました。

御承知のとおり、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかありません。こうした状況において、特に今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されませんし、老後に受け取る年金も低くなっております。

住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々が議員活動に果敢に取り組むような環境づくりを行っていかねばならないと考えます。

そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で議員を志す新たな人材確保につながっていくものと考えておりますので、この意見書への皆様方の御賛同をお願いし、提案理由にしたしたいと思います。

既にこの意見書については、皆さん方にしばらく前からお配りしておりますので、目を通してもらっていると思います。そういうことで、よろしく御理解の上、御賛同をお願いします。

終わります。

議長（石川良彦君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、委発第7号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 閉会中の所管事務調査

議長（石川良彦君） 日程第30、閉会中の所管事務調査を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第31 閉会中の継続審査

議長（石川良彦君） 次に、日程第31、閉会中の継続審査を議題といたします。

各常任委員長への付託事件について、会議規則第70条の規定により、お手元に配付した付託事件、請願第3号 赤道を町道にする認定と赤道の拡幅並びに大栄団地の生活道路新設についての請願、請願第4号 赤道並びに土側溝の整備に関する請願、請願第5号 町道味明雉子喰線の歩道設置要望に関する請願、「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情の審査事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成28年第4回大郷町議会定例会を閉会といたします。
大変御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

午 後 4 時 4 7 分 閉 会